



### 第3回 BOI 投資事業の終業

タイ投資委員会（BOI）の奨励を受けている会社は、撤退前にBOI奨励事業を終業したことを確かめなくてはなりません。BOI事業を正しい方法で終業していない場合、輸入税や納税の義務および罰金をかけられる可能性があります。適切な時期にBOI事業の終業および奨励の中止をしないと、法令順守や撤退プロセスに影響を与える運営上の問題を引き起こす可能性があります。

BOIの奨励は、恩典と責任により成り立っています。この回では、

BOI 恩典で重要なこと、ならびにBOI事業を終業する前に検討すべきことについて説明したいと思います。

まずBOI機械の輸入税免除ですが、BOI企業がBOI事業に使う機械を免税で輸入している場合、通常はBOI事業に5年間使用しなくてはなりません。そのため、会社が機械の輸入日から5年以内に事業を終業する場合は、機械の売却計画または廃棄計画をBOIに対し報告しなくてはなりません。なお、機械が5年以上使用されていたとしても、会社

はBOIに対し売却計画または廃棄計画を報告する必要があります。

原材料の輸入税免除ですが、BOIは、会社が輸出向けの製品に使用する原材料を免税で輸入することを認めています。そのため、生産の終了に先立ち、BOI企業は、輸出品向けに免税で輸入した原材料をすべて使い切ってしまう、もしくはBOIインベントリーで在庫となっている原材料の輸入税を支払うかのどちらかを選択しなくてはなりません。免税で輸入した原材料を廃棄物として処分する場合であってもBOIに報告し、廃棄物としての分の輸入税を支払う必要があります。BOIおよび関税局と関税支払いプロセスを調整するための時間は十分用意しておいてください。

外国籍者の労働許可については、BOI企業は、BOIの奨励に基づき認められた労働許可および滞在ビザがあります。BOIの奨励が中止された場合、法律上、労働許可および滞在ビザは直ちに期限が切れず、外国籍者は、タイを出国するか、BOI奨励事業以外の労働許可と新たな滞在ビザを取得しなくてはなりません。外国人が清算人としての役割をする場

合などタイの会社撤退を担当する一員である場合は、このタイミングがとて重要となります。

そして法人税。BOI企業がBOI事業における法人税減免の恩典を使用する場合、BOIの奨励を中止した時点で法人税の恩典は満了となります。BOI企業が法人税免除を受けている場合、会社は奨励を中止する前にBOI事業のフル操業申請、および認可の受領をしているかを確かめる必要があります。フル操業申請前の奨励の中止は、BOI事業の奨励の中止が遡及して効力を発することを意味します。すなわち、会社がこれまでBOI事業に

基づき法人税免除を受けていた場合、その法人税を支払わなくてはならないことを意味します。

BOI事業の終業およびBOI奨励の中止のプロセスは、会社の撤退と関係しており、時間を費やします。会社の管理者はこれらプロセスに十分な時間を割り当てておくことを勧めます。一般的には、少なくとも6カ月は掛かる可能性があります。BOI事業を所持していたり、かなりの量のBOI在庫がある場合は、これは以上の時間が掛かるかもしれません。（次回は、会社撤退に伴う税務監査についてです）

**執筆担当者**

柴田篤 / パートナー (東京)

専門租税法・国際経済法。オランダ・英国に留学。日本水産時代にタイ合弁会社撤退を担当 90 億円の訴訟を退けた。海外撤退のプロ

千田昌明 / パートナー (大阪)

日米タイで移転価格・税関対応などを専門。最近 30 年振りに落語の稽古を再開しバンコクでも披露予定

タンバ・マヒティワーニチャー / パートナー (バンコク)

会社法、投資 (BOI)、外国人人事業法、関税・輸出入規則に関するアドバイス提供・サポートが専門。関税法のスペシャリスト